

徳島県規則第十八号

徳島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県屋外広告物条例施行規則（平成五年徳島県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第七条中「建築主事」の下に「若しくは建築副主事」を加える。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。